

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から同年6月まで

私は結婚した昭和43年7月ごろに、町役場で国民年金へ任意加入した。国民年金保険料は、地区に交付される報奨金制度のこともあり、同居の義母と一緒に、婦人会の集金人へ欠かさず納付していたと確信している。

申立期間について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所保管の特殊台帳及びA町保管の国民年金被保険者名簿では、申立期間が未納となっているものの、地区別・被保険者別に国民年金保険料の収納を記録する、同町保管の昭和46年度国民年金保険料収納整理簿では、申立人の申立期間に係る保険料3か月分が収納されたことになっており、その収納日（昭和46年7月9日）は申立人の義母と同一日となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から53年9月まで

私は昭和54年9月ごろに国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、当時5年前にさかのぼって納付できる時期だったので、私の母親が婦人会の集金を担当していた知人へ約5年分まとめて納付してくれた。

仏壇の引出しに入れておいた申立期間に係る領収証は、台風時の水害で無くなってしまったが、金庫に入れておいた、私が納付した申立期間後の昭和53年10月以降半年分の領収証は無事だったため、申立てに先立ち、この期間の納付記録が訂正されたことがあり、社会保険事務所に不信感がある。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人自身は申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親も、高齢のため事情を聴取できないことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年8月27日に払い出されていることが確認でき、申立期間についてはすべて特例保険料及び過年度保険料となるため、申立人は、その母親が婦人会の集金人に約5年分まとめて納付したと主張しているが、これら保険料は婦人会や市町村ではなく、社会保険事務所が収納機関であるため、申立人の主張内容は不自然である。

加えて、A市保管の旧B町の国民年金被保険者名簿及び申立人保管の

領収証書により、申立人が昭和 55 年 12 月 1 日に、この時点でさかのぼることが可能であった、申立期間直後の 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から57年3月まで

私は、申立期間について昭和55年2月1日から56年8月6日までの間に計7回、20万7,700円を納付した。

これらの国民年金保険料は、当時学生だった私のアルバイト先まで来たり、又はアルバイト先からの私の帰途で待ち伏せしていた、A市の年金係長及び地区の担当者により、私のアルバイト代の入った月給袋から半ば強制的に徴収されたものである。その際の領収書は、特例年金だからということで出されなかったが、預かりはもらっていた。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年3月24日に払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、この時点以降には特例納付の実施期間も無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市の年金係長及び地区の担当者から徴収されたと氏名を挙げて主張しているが、同市では、申立人が主張する昭和55年2月から56年8月までの間に、うち1人は在籍していたものの、残りの1人は平成4年になって採用したとしている上、両人ともその在職期間中、年金担当部署への配属の事実は無いとしているなど、申立人の記憶は曖昧であることがうかがえる。

加えて、申立人は、昭和55年2月から56年8月までにかけて、申立

期間の国民年金保険料を納付した際には、A市の年金係長等から預かりをもらっていたと主張しているところ、申立人保管の預かり2枚のうちの1枚は同市作成の窓口用封筒であるが、これに印字のある郵便番号は平成10年から導入された7桁の郵便番号であり、残りの1枚は同市作成の国民年金に関する啓発用チラシと見られるが、これに「平成14年4月より半額免除がスタートしました」との印字もあることから、申立人の主張内容には不自然な点がある。

なお、申立人は併せて、申立期間に係る保険料の出处を証するものとして、申立人の母親名義の郵便貯金通帳（写）を提出しているものの、記載の金額が申立期間の国民年金保険料に係るものであるとまでは判断できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から46年12月まで  
私は昭和46年ごろ、国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、以前から市役所に勤めていた知人から保険料をさかのぼって納付できると聞いており、また、実家の亡き父親は私が保険料を支払っていないことを知り、申立期間の保険料を立て替えてくれたため、私が市役所に5年分の保険料額を電話で確認した上で、父親から立て替えてもらった約16万円を一括して市役所で納付した。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所保管の特殊台帳及びA市保管の国民年金被保険者名簿では、申立人が申立期間直後の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料を、時効となる直前の49年3月22日になって過年度納付していることが確認できるのみである。

さらに、申立人は5年間分の国民年金保険料約16万円を市役所で一括納付したと主張しているものの、その金額は、申立期間について特例納付した場合の国民年金保険料額と大きく乖離<sup>かいり</sup>しているなど、申立人の記憶に曖昧<sup>あいまい</sup>さがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮崎厚生年金 事案 215

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は申立期間中、A社に勤務した。同社からもらった在籍証明書にも、私が当該期間に同社の従業員であり、厚生年金保険等に参加していたとある。

同社には、社長の片腕としてどうしても手伝ってほしいと頼まれ、2年間だけという約束で単身赴任した。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社作成の在籍証明書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められるものの、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていたが、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、当該期間及びその前後に健康保険の整理番号の欠落も無い。

さらに、A社では、申立期間中、申立人を厚生年金保険へ加入させていたことを証明しているものの、同社は平成 20 年 7 月 1 日に破産し、関係資料を保管していないとしているなど、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等を裏付けることができないとともに、同社が約 2 年間もの長

期にわたり、給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所に対して被保険者資格に係る取得届、算定基礎届はもとより、喪失届などの社会保険関係諸届出を行っていながら、社会保険事務所がいずれの機会にもこれらを記録しなかったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで  
② 昭和 50 年 12 月から 51 年 11 月まで

申立期間①については、A社B支店で働いた。同支店の従業員は10人ほどで、私は契約係として集金にまわっており月給制であったが、契約が取れると、上乘せがあった。

申立期間②については、C社で働いた。従業員は10人あまりで、私はダンボールの成型機を操作していた。勤めていたとき、作業の手伝いに来ていた人がけがをした大きな事故のあったことを鮮明に覚えている。

いずれの会社においても正社員であったことを覚えているので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

まず、申立期間①については、申立人の雇用保険被保険者記録（昭和46年5月16日から47年2月15日まで）や、A社本社の証言などにより、申立人が申立て事業所に勤務していたことは認められる。しかしながら、同社では、厚生年金保険に関しては、その適用（加入）を本社で行っていたとしているところ、同社保管の厚生年金保険及び厚生年金基金の加入者に関する名簿には、厚生年金保険の加入者であったことを示す申立人の氏名は無いとしている。

また、社会保険庁の電算記録では、厚生年金保険適用事業所としてA社が確認できるものの、同社B支店を含め支店名等では確認できないとともに、社会

保険事務所保管のA社本社における厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は無く、厚年整理番号の欠落も無い。

さらに、申立人がA社B支店で同じ職種であったとして挙げた元同僚についても、同社本社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

次に、申立期間②については、申立人が当時の同僚として挙げた被保険者の加入記録、元同僚の証言内容などにより、申立人が厚生年金保険の適用事業所であったC社に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、申立期間②及びその前後に健康保険整理番号の欠落も無い。

また、申立人が挙げた同僚7人のうちの4人については、C社での申立期間②及びその前後において厚生年金保険の加入記録が確認できないため、当該事業所では申立期間②当時、従業員の一部を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、C社は平成17年6月1日に全喪しており、同社へ照会しても、既に廃業している上、当時の事業主も既に死亡したとしていることから、申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 宮崎厚生年金 事案 217

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 10 日から 54 年 2 月 1 日まで

私は、会社を辞めA県に帰ってきた昭和 53 年 8 月に国民年金へ加入した後、同年 11 月 10 日にB社へ入社したため、国民年金を止めた。

私は、B社に昭和 53 年 11 月 10 日から 54 年 4 月まで勤務したにもかかわらず、社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険の加入記録が申立期間中無く、54 年 2 月 1 日からとされていた。

私はわざわざ国民年金を止めているし、B社からは 53 年 12 月分のボーナス 3 万円ももらっている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の電算記録では、申立人がその主張のとおり、昭和 53 年 11 月 10 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることなどから、申立人が申立期間中も、B社に勤務していたことはいかかえるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の電算記録では、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格が昭和 54 年 2 月 1 日から同年 4 月 25 日までの間確認できるのみであり、社会保険事務所保管の当該事業所における被保険者名簿には申立期間中、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠落も無い。

さらに、B社は平成 14 年 3 月 21 日に全喪しており、登記簿により確認できる合併先のC社では、申立期間当時の従業員に関する書類は保存していないため、申立て事業所における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等を明らかにすることができない上、社会保険庁の電算記録により、申立期間中、B

社における加入記録のある複数の被保険者が、申立て事業所では入社後3か月程度の試用期間があったこと、試用期間中は厚生年金保険への加入は無かったことを証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月から同年 10 月 20 日まで  
② 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 5 月まで

私は昭和 34 年 6 月から 35 年 5 月までの間、A 市の B 社 A 支店で、引き続き勤務していた。

ところが、B 社の厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所へ何回も照会していたところ、申立期間①及び②に挟まれた期間のみの加入記録がやっと判明した。

しかし、私は、もう少し長く勤めていた記憶があり、昭和 35 年 5 月に行った申立て事業所の社員旅行の写真も見つかったので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所保管の B 社 C 支店における被保険者名簿では、申立期間①及び②の間となる昭和 34 年 10 月 20 日から 35 年 2 月 1 日までの間、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格が確認できるのみである。そして、社会保険庁の電算記録等では、同社 A 支店が 35 年 2 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるため、同日以前となる申立期間①においては、同社 A 支店等で勤務していた者は、適用事業所となっていた同社 C 支店で厚生年金保険が適用されていたと推認できるところ、同社 C 支店及び A 支店のいずれの被保険者名簿にも、両申立期間中に被保険者であつ

たことを示す申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠落も無い。

さらに、申立期間①については、申立人が挙げた、自身よりも前にB社A支店に入社していたとする元同僚は、社会保険事務所保管の被保険者名簿等により、申立期間①の始期に当たる昭和34年6月1日から被保険者資格を取得していることが確認できることから見て、同社C支店又はA支店では、従業員の入社後、直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。一方、申立期間②については、申立人保管の社員旅行の写真では、申立てを裏付けるまでには至らないとともに、同社A支店における厚生年金保険の加入記録が当該期間当時に確認できる複数の被保険者へ照会してもなお、社員旅行の事実はもとより、申立人が当該期間中に在籍していたことをうかがわせる証言が得られなかった。

加えて、B社を引き継ぐD社は、関係資料を保管しておらず詳細は不明としており、両申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等を明らかにすることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。